

第4章 介護保険事業費の 見込みと保険料





第1 サービス見込量の算定方法

第7期計画におけるサービス量の見込にあたっては、平成32年度の高齢者の姿を念頭に置きながら、平成32年度までの人口推計に基づく要支援・要介護認定者数を推計し、本計画の改正点を踏まえながら以下の算定方法により介護保険サービスの平成30年から平成32年度における3年間のサービス量と介護保険事業費を推計します。

サービス見込み量の算定方法は、これまでの実績を基本とし、サービス種別ごとの要介護度別の利用状況や利用者数の伸びなどを分析し、計画期間の各年度における利用量を推計しています。

【第7期計画における主な改正点】

区 分	第6期計画 平成27年度～ 平成29年度	第7期計画 平成30年度～ 平成32年度
第1号被保険者の介護保険料の負担割合	22%	23%
第2号被保険者の介護保険料の負担割合	28%	27%
介護サービスに係る介護報酬	2.27%減少	0.54%上昇
【利用者負担割合の引き上げ】 現行制度の2割負担者のうち、特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の利用負担割合 ※現行制度で2割負担者のうち、年金280万円以上は2割のまま	2割	3割 (H30年8月より)
【保険料負担軽減】 所得段階が第1～3段階の方への公費による保険料負担軽減	第1段階 調整割合 0.50 ↓ 調整割合 0.45	第1段階 調整割合 0.50 ↓ 調整割合 0.45 ※平成31年度の消費税増税により、第1～3段階をさらに引下げ、保険料負担を軽減予定
【高額介護サービス費の月額上限額の引き上げ】 住民税が課税される一般的な所得のある高齢者（一般区分）が支払う月々の自己負担の上限額 ※1割負担者のみ世帯は年間上限額設定	月 37,200 円	月 44,400 円 (H29年8月より)

○基本チェックリストに該当した事業対象者が介護予防・生活支援サービス事業の利用が可能

○介護予防訪問介護サービスと介護予防通所介護サービスが介護予防・生活支援サービス事業へ移行

※本章の給付費等に係る数字の表記については、表示単位以下を四捨五入した数字となっています。



第2 介護給付費等の見込み

1 介護（予防）サービスの利用者の推移と見込み

平成30年度から平成32年度における介護（予防）サービスの利用については、平成27年度から平成29年度の実績等をもとに、それぞれ次表のとおり見込みました。

【介護予防サービス^注の利用者数の推移と見込み（単位：人）】

サービス種類	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問介護	50	52	38			
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
③介護予防訪問看護 ^注	2	4	6	5	5	6
④介護予防訪問 リハビリテーション	2	2	5	5	6	7
⑤介護予防居宅療養管理指導 ^注	4	3	3	4	4	4
⑥介護予防通所介護	85	92	66			
⑦介護予防通所 リハビリテーション	27	26	30	32	34	37
⑧介護予防短期入所生活介護	5	4	2	2	2	3
⑨介護予防短期入所療養介護	0	0	0	2	2	2
⑩介護予防特定施設入居者 生活介護	2	4	3	4	5	7
⑪介護予防福祉用具貸与	56	61	63	66	71	76
⑫特定介護予防福祉用具販売	1	1	2	2	2	2
⑬介護予防住宅改修	1	2	3	3	3	3
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	2	3	3
②介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	1	2	2
(3) 介護予防支援	162	171	155	168	170	174
合 計	397	422	376	296	309	326



【介護サービス利用者数の推移と見込み（単位：人）】

サービス種類	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	114	110	126	130	133	136
②訪問入浴介護	26	22	23	23	24	25
③訪問看護	51	49	57	57	59	61
④訪問リハビリテーション	22	17	19	22	22	24
⑤居宅療養管理指導	66	80	94	96	99	100
⑥通所介護	321	288	312	327	337	351
⑦通所リハビリテーション	132	136	143	149	154	160
⑧短期入所生活介護	105	103	92	104	107	112
⑨短期入所療養介護	10	11	11	17	19	20
⑩特定施設入居者生活介護 ^注	14	11	12	14	17	18
⑪福祉用具貸与	326	340	368	374	386	398
⑫特定福祉用具販売	5	5	4	6	7	8
⑬住宅改修	5	5	3	6	6	6
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	4	7	8	11	11	11
②小規模多機能型居宅介護	23	24	25	25	25	25
③認知症対応型共同生活介護 ^注	38	39	40	45	50	53
④地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	28	28	28	29	29	29
⑤看護小規模多機能型居宅介護	16	17	20	21	23	24
⑥地域密着型通所介護		49	54	56	58	60
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	136	146	156	181	197	216
②介護老人保健施設	60	70	72	85	100	118
③介護医療院 ^注				0	0	0
④介護療養型医療施設 ^注	0	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	570	581	635	655	662	676
合 計	2,072	2,138	2,302	2,433	2,525	2,631



2 介護（予防）サービスの給付費の推移と見込み

平成30年度から平成32年度における介護（予防）サービスの給付費については、平成27年度から平成29年度の実績等をもとに、それぞれ次表のとおり見込みました。

【予防給付費の推移と見込み（単位：千円）】

サービス種類	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問介護	11,008	11,040	8,684			
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
③介護予防訪問看護	804	1,621	1,495	2,237	2,238	2,686
④介護予防訪問 リハビリテーション	729	637	1,099	1,399	1,680	1,950
⑤介護予防居宅療養管理指導	440	363	289	436	436	436
⑥介護予防通所介護	27,775	29,888	22,221			
⑦介護予防通所 リハビリテーション	10,948	9,483	10,122	13,003	13,545	14,870
⑧介護予防短期入所生活介護	2,210	2,136	1,409	1,328	1,328	2,294
⑨介護予防短期入所療養介護	168	105	0	506	506	506
⑩介護予防特定施設入居者 生活介護	1,580	3,557	2,336	3,698	4,900	6,750
⑪介護予防福祉用具貸与	3,813	4,728	4,553	4,761	5,115	5,489
⑫特定介護予防福祉用具販売	107	342	602	598	598	598
⑬介護予防住宅改修	1,387	2,961	2,136	2,955	2,955	2,955
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	1,468	2,406	2,406
②介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	2,616	5,234	5,234
(3) 介護予防支援	8,725	9,244	8,170	9,250	9,364	9,584
合 計	69,694	76,105	63,116	44,255	50,305	55,758



【介護給付費の推移と見込み（単位：千円）】

サービス種類	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	74,626	72,888	101,637	104,036	106,905	110,039
②訪問入浴介護	18,322	17,345	19,187	19,318	20,355	21,324
③訪問看護	29,724	27,581	29,660	33,613	35,704	36,825
④訪問リハビリテーション	8,811	6,678	8,093	10,410	10,452	11,421
⑤居宅療養管理指導	10,629	11,401	12,896	14,252	14,705	14,867
⑥通所介護	318,898	276,899	299,976	332,348	342,542	358,300
⑦通所リハビリテーション	99,843	106,526	122,737	128,717	132,840	138,077
⑧短期入所生活介護	118,513	109,018	115,768	120,459	123,472	129,928
⑨短期入所療養介護	9,465	8,062	17,680	18,863	21,331	22,365
⑩特定施設入居者生活介護	28,299	22,841	25,306	30,988	37,790	39,752
⑪福祉用具貸与	52,671	53,993	60,618	62,881	64,685	66,627
⑫特定福祉用具販売	1,373	1,431	1,620	1,645	1,778	2,144
⑬住宅改修	5,217	5,705	5,318	6,259	6,259	6,259
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	7,425	11,200	15,688	18,737	18,746	18,746
②小規模多機能型居宅介護	51,743	56,924	59,428	63,601	63,653	63,813
③認知症対応型共同生活介護	115,503	117,161	121,028	138,451	153,798	162,930
④地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	88,938	92,227	92,926	96,368	96,411	96,411
⑤看護小規模多機能型居宅介護	36,348	44,102	51,551	52,904	56,678	59,478
⑥地域密着型通所介護		49,725	52,253	67,712	69,443	72,088
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	398,180	426,804	471,662	547,386	596,743	653,707
②介護老人保健施設	191,488	225,094	229,874	273,888	322,264	380,623
③介護医療院				0	0	0
④介護療養型医療施設	1,584	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	92,717	100,242	113,151	116,731	117,983	120,455
合 計	1,760,317	1,843,847	2,028,057	2,259,567	2,414,537	2,586,179

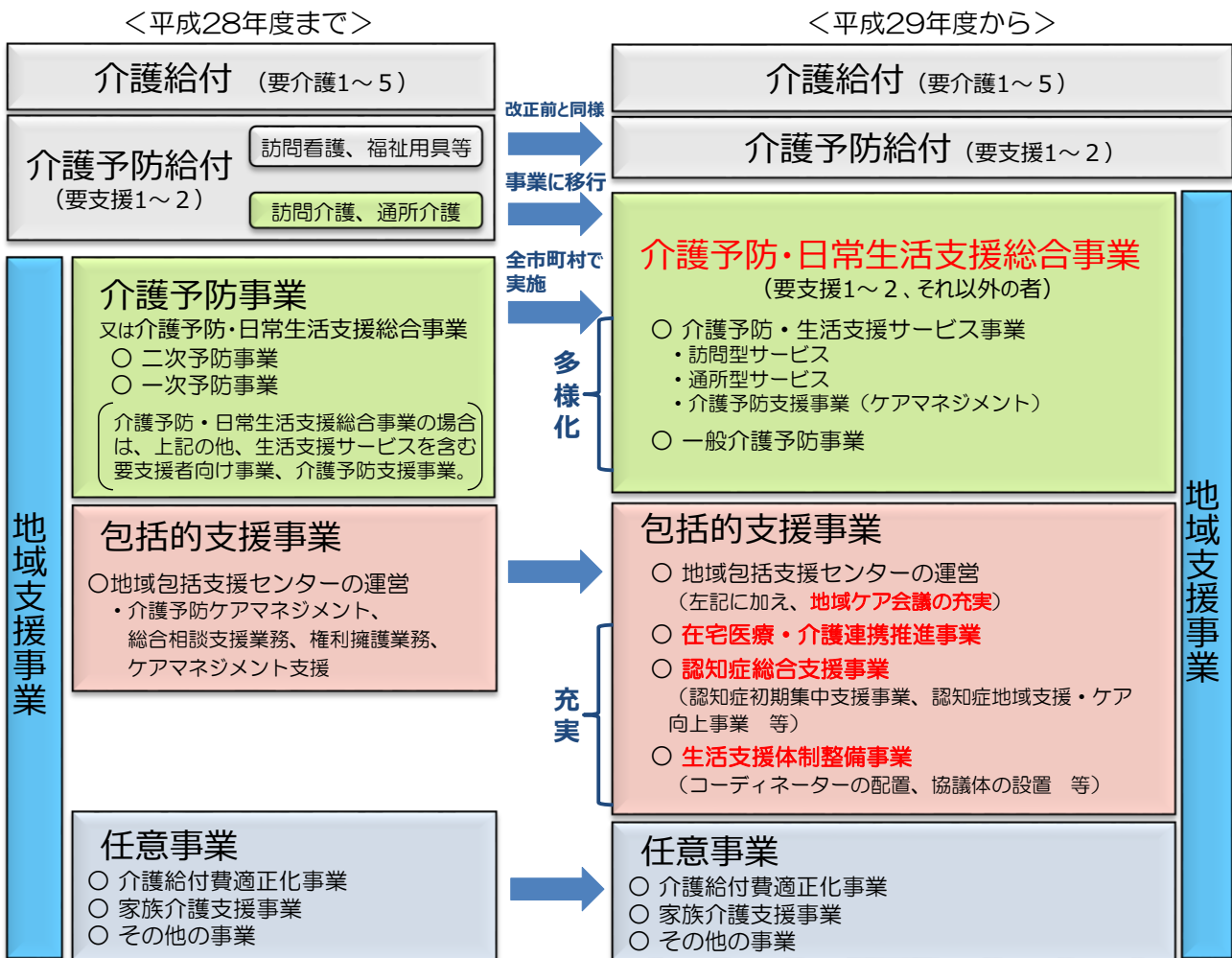
3 地域支援事業の推移と見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費は、既存の介護予防事業費と予防給付から移行される介護予防訪問介護サービス費等の前年実績等から算出しています。包括的支援事業・任意事業費については、地域包括支援センター運営費や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等の包括的支援事業と給付等費用適正化、家族介護支援事業等の任意事業の前年実績等から算出しています。

【地域支援事業給付費の推移と見込み（単位：千円）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防事業費	7,182	13,778				
介護予防・日常生活支援総合事業費			56,309	88,852	91,000	93,000
包括的支援事業・任意事業費	44,800	54,344	60,131	68,787	78,205	78,500
合計	51,982	68,122	116,440	157,639	169,205	171,500

【介護給付・地域支援事業の全体像】





第3 介護保険事業費の推計

介護保険制度における第1号被保険者が負担する保険料は、3年間の介護保険事業運営期間を通じて財政の均衡が保たれるように設定されており、3年に一度、全国一斉に改定されることとなります。(介護保険法第129条)

本市においても、介護保険事業計画におけるサービスの見込量などに基づく給付水準の見直しに加え、今般の制度改正やグループホームの施設整備及び新たな包括支援センターの設置を踏まえ、平成30年度から平成32年度における第1号被保険者の保険料の改定を行います。

第6期計画期間における介護サービスの実績や高齢者人口推計等をもとに、国から示された基準・規則を踏まえて試算した結果、計画期間内では、8,563,045,259円の介護保険事業費が必要と見込まれました。

また、地域支援事業費については、介護予防事業や生活支援サービス、包括的支援事業に関する費用となります。

【第7期介護計画における介護保険事業費（給付費）の推計（単位：円）】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
①総給付費（一定以上所得者負担の調整後）(②-③+④)	2,302,360,753	2,492,144,543	2,702,970,763	7,497,476,059
②総給付費	2,303,822,000	2,464,842,000	2,641,937,000	7,410,601,000
③一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	1,461,247	2,275,561	2,372,725	6,109,533
④消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	29,578,104	63,406,488	92,984,592
⑤特定入所者介護サービス費等給付額	119,780,000	129,170,000	140,605,000	389,555,000
⑥高額介護サービス費等給付額	47,100,000	48,500,000	49,500,000	145,100,000
⑦高額医療合算介護サービス費等給付額	8,100,000	8,400,000	8,800,000	25,300,000
⑧審査支払手数料	2,239,650	2,428,650	2,601,900	7,270,200
小 計（標準給付費） (①+⑤+⑥+⑦+⑧)	2,479,580,403	2,680,643,193	2,904,477,663	8,064,701,259
地域支援事業費	157,639,000	169,205,000	171,500,000	498,344,000
合計	2,637,219,403	2,849,848,193	3,075,977,663	8,563,045,259

<平成30年度介護報酬改定に係る対応について>

平成30年度予算案により平成30年度介護報酬改定率は0.54%であり給付費に含んでいます。

<平成31年10月に予定されている消費税増税等に係る対応について>

第7期（平成30年度～32年度）期間中の平成31年10月に、消費税率の引き上げ（8%→10%）が予定されています。また、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において「介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされており、「こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。」とされています。

本市においては、国が示した保険料の算定における財政影響額の考え方をもとに積算しました。

第4 介護給付費等の財源

介護保険を利用した場合、費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）を利用者が負担し、残りの9割（給付費）は介護保険財源により賄われることになっています。

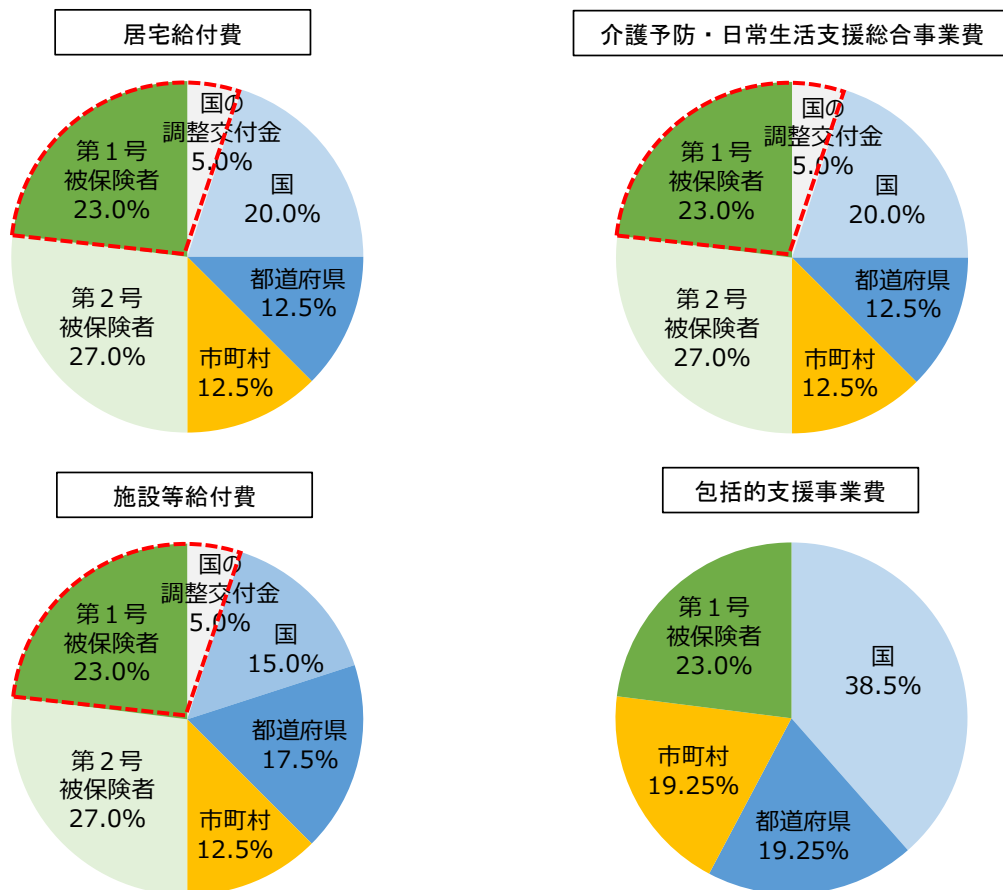
この介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。

この公費分は、国、宮城県、富谷市がそれぞれ分担して負担し、保険料は、第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。

第7期計画においては、第2号被保険者の負担率が27%に改正されることに伴い、第1号被保険者の負担割合は23%になります。

【標準的な介護保険財源内訳（負担区分）】

富谷市は、 が第1号被保険者の負担（国の調整交付金0%）



※上記図は一般的な割合を示しています。

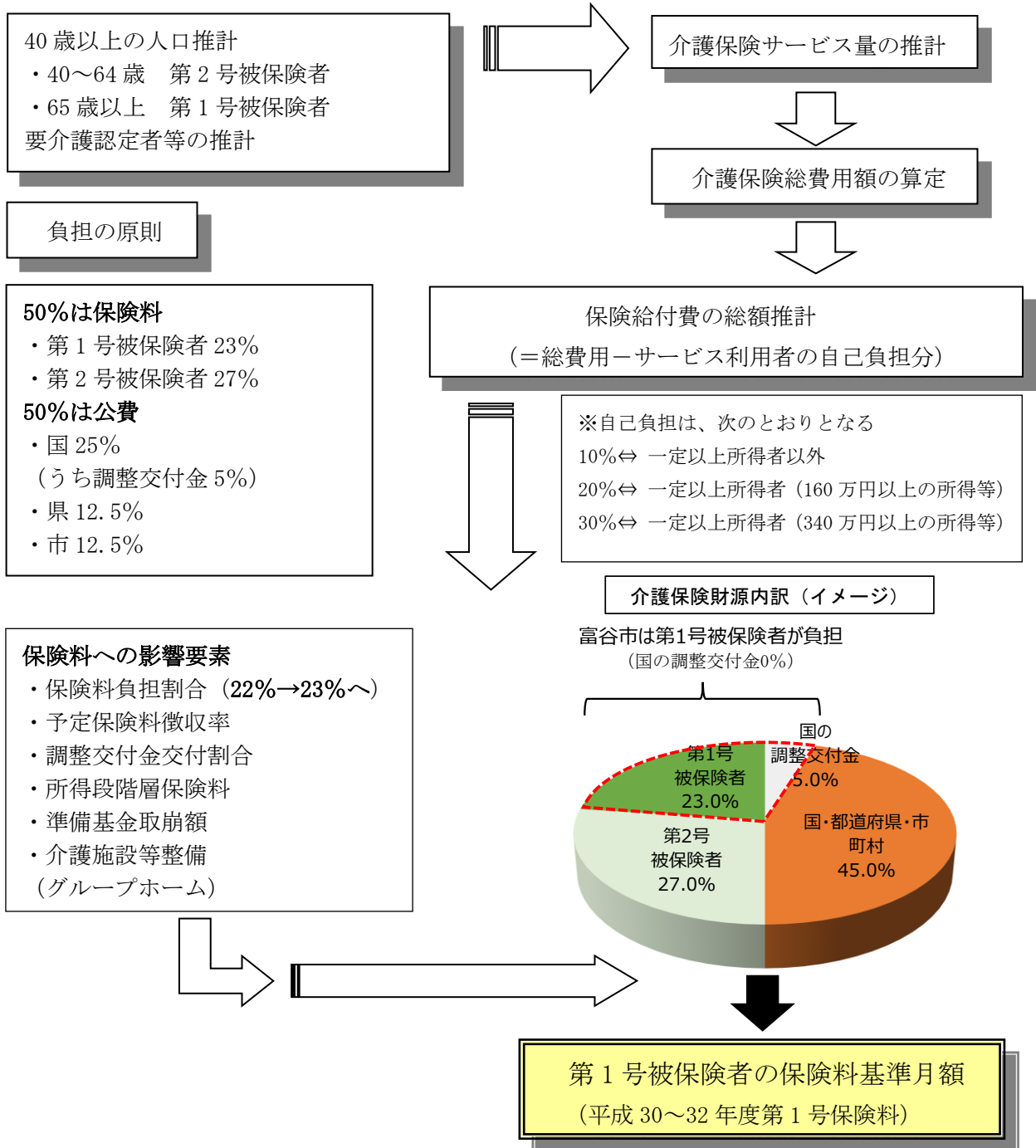
※調整交付金とは、自治体毎に異なり、介護認定を受けやすい75歳以上人口や所得段階別の人口割合の、全国平均との格差により生じる保険料準備額の格差調整のために交付されるものです。

※富谷市では、調整交付金は0%となり第1号被保険者の負担となります。



第5 第1号被保険者の保険料

1 第1号被保険者の保険料の算定フロー



$$\frac{\text{保険給付費の総額} \times (\text{第1号保険料率 } 23\% + (5\% - \text{調整交付率}))}{\text{第1号被保険者数} \times 12}$$

※富谷市は調整交付率0%



介護保険に係る財源の1/2は公費（負担の目安：国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%）で、残りの1/2は保険料でまかなわれます。第1号被保険者（65歳以上の方）は23.0%、第2号被保険者（40歳～64歳の方）は27.0%の負担となります。

第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で支出及び収入状況を見込み調整された保険料率になります。

第1号被保険者の保険料は、本人や世帯の課税状況などをもとに、高齢者の負担能力に応じた所得段階別の定額で設定されます。第6期計画では保険料段階を12段階で設定しておりました。第7期計画も引き続き12段階制とし、なおかつ応能負担を考慮し、高額所得者に対しては第6期計画と同様の調整割合としました。

平成30年度から平成32年度における第1号被保険者の保険料の基準月額（第5段階の保険料を月額に換算したもの）を算出しました。

第1号被保険者の保険料基準額（月額）は 5,750円 になりました。

※月額保険料算定式

$$\frac{\{ \text{第7期給付総額} + \text{地域支援事業費} + \text{第7期給付総額} \times \text{財政安定化基金積立率} \} \times (\text{第1号保険料率} + (5\% - \text{調整交付率}) - (\text{準備基金取崩額})) \div \text{収納率}}{\div \text{被保険者数} \div 12}$$

※富谷市は調整交付率0%



2 第6期計画との比較表

第6期計画の平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の介護保険料の基準月額（第6段階の保険料）は第5期計画（4,826円）に対し約16%上昇の5,590円でした。

第7期計画については、介護報酬の上昇、施設整備等による約15%程度の介護給付費の上昇が見込まれますが、準備基金取崩に加え、第1号被保険者数が増加することから、保険料段階は12段階と変わりはないものの、所得段階の見直しにより保険料については第6期計画と比較して約3%の上昇幅である、月額5,750円となりました。

【第6期計画と第7期計画の比較表】

区 分	第6期計画 平成27年度～ 平成29年度 (A)	第7期計画 平成30年度～ 平成32年度 (B)	比 較 B/A
保険給付費 (サービスの利用)	7,436 百万円	8,563 百万円	1.15 倍
第1号被保険者数 (保険料負担の担い手)	28,238 人	32,093 人	1.14 倍
被保険者一人あたり 保険給付費	263 千円	266 千円	1.01 倍
第1号保険料の 基準月額	5,590 円	5,750 円	1.03 倍



3 第1号被保険者の保険料と所得段階区分

平成30年度から平成32年度までの所得段階別の人数、調整割合と保険料額(月額・年額)は、以下のとおりとなります。

【平成30年度～平成32年度までの所得段階別人数】

(単位：人)

段階	対象になる方	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円以下の方</u>	1,187	1,242	1,291	3,720
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円を超え、120万円以下の方</u>	523	547	569	1,639
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>120万円を超える方</u>	523	547	569	1,639
第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円以下の方</u>	1,990	2,079	2,163	6,232
第5段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円を超える方</u>	1,536	1,604	1,669	4,809
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>120万円未満の方</u>	1,599	1,670	1,737	5,006
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>120万円以上 200万円未満の方</u>	1,394	1,456	1,515	4,365
第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>200万円以上 300万円未満の方</u>	779	814	847	2,440
第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>300万円以上 400万円未満の方</u>	319	334	348	1,001
第10段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>400万円以上 700万円未満の方</u>	260	271	282	813
第11段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>700万円以上 1,000万円未満の方</u>	66	69	73	208
第12段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>1,000万円以上の方</u>	71	74	76	221
合計		10,247	10,707	11,139	32,093



【所得段階別保険料額】

区分	国		富谷市				
	段階	調整割合	段階	対象になる方	調整割合	月額保険料	年額保険料
基準額より軽減される方	第1段階	0.50	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円以下の方</u> 	※1 (0.50)	(2,875円)	(34,500円)
	第2段階	0.75	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円を超え、120万円以下の方</u> 	0.45	2,588円	31,100円
	第3段階	0.75	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>120万円を超える方</u> 	0.65	3,738円	44,900円
	第4段階	0.90	第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円以下の方</u> 	0.75	4,313円	51,800円
基準額	第5段階	1.00	第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円を超える方</u> 	0.85	4,888円	58,700円
基準額より増額される方	第6段階	1.20	第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>120万円未満の方</u> 	1.00	5,750円	69,000円
	第7段階	1.30	第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>120万円以上200万円未満の方</u> 	1.20	6,900円	82,800円
	第8段階	1.50	第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>200万円以上300万円未満の方</u> 	1.30	7,475円	89,700円
	第9段階	1.70	第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>300万円以上400万円未満の方</u> 	1.50	8,625円	103,500円
			第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>400万円以上700万円未満の方</u> 	1.65	9,488円	113,900円
			第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>700万円以上1,000万円未満の方</u> 	1.85	10,638円	127,700円
			第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>1,000万円以上の方</u> 	2.00	11,500円	138,000円
				2.25	12,938円	155,300円	

※年額保険料については、100円未満切り上げ

※1 第1段階の対象者に対しては、基準額の0.50の調整割合に対し、さらに0.05の引き下げにより負担を軽減

